

概算払いに関する特約条項

(業務代行料の概算払)

- 第 1 条 大阪市が当該業務の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、指定管理者は、各会計年度における前払いによる業務代行料の概算払い（以下「前払い」という。）を大阪市に請求することができるものとする。
- 2 各会計年度の前項による前払いの支払い回数、請求できる時期及び支払限度額は、次のとおりとする。

回数	請求できる時期	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

- 3 大阪市は、前 2 項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求にかかる業務代行料を支払わなければならない。
- 4 指定管理者は、第 1 項の規定による前払いを受けたときは、当該前払いの趣旨にしたがって適正に使用し、この協定を誠実に履行しなければならない。
- 5 大阪市は、第 39 条各号、第 40 条第 2 項又は第 44 条第 1 項の規定により指定を取り消したときは、大阪市と指定管理者が協議の上、既に管理業務を完了した部分を確認し検査を行い、検査に合格した部分に相応する業務代行料相当額を第 3 項の規定による支払い済みの前払いによる業務代行料（以下「前払金」という。）の額から控除する。この場合において、前払金になお余剰があるときは、指定管理者は、大阪市の請求により、余剰の額を大阪市に返還しなければならない。

ただし、第 3 条第 3 項の規定による修繕費において、各年度の余剰分がある場合は、余剰分の全額を大阪市に納付しなければならない。

- 6 第 39 条各号又は第 44 条第 1 項の規定により、期間を定めて当該業務の全部又は一部の停止を命じた場合、業務代行料の取扱いについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

(業務代行料の精算)

- 第 2 条 指定管理者は、前条の規定による業務代行料の前払いを受けたときは、各会計年度における当該業務の終了後、速やかに当該前払いに係る精算書を作成し、当該業務の終了後 20 日以内に大阪市に提出しなければならない。ただし、この精算書の提出は、第 34 条第 2 項から第 4 項の検査に合格した後でなければならない。なお、第 34 条第 5 項の規定により業務代行料を減額する場合、

精算書は、大阪市が指示した日以降に提出しなければならない。

- 2 大阪市が前項の精算書の内容を精査した結果、剰余が生じていると認める場合（第34条第5項の規定による減額する場合も含む。）にあつては、指定管理者は、当該精算書を提出した日から20日以内に当該剰余金を大阪市が交付する納付書により納付しなければならない。
- 3 指定管理者は、大阪市が精算書の内容を精査した結果、当該業務を適切に実施しているにもかかわらず、やむを得ない事情により不足が生じていると認める場合には、当該精算書を提出した日から20日以内に当該不足額に係る請求を行わなければならない。ただし、当該不足額に係る請求は、確定した業務代行料（業務代行料の変更があつた場合には、変更後の業務代行料）から前条第3項の規定による前払金を控除した額を超えて行うことができない。
- 4 大阪市は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該不足額を支払わなければならない。
- 5 第2項に定める剰余金の納付又は第4項に定める不足額の支払が遅延した場合の延滞違約金の額は、納付額又は不足額に対して遅延日数に応じ、協定締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。